

日本政府 CIO のコア・コンピタンス

本田正美^{†1}

2012年8月にリコー元副社長の遠藤紘一氏が非常勤の「政府情報化統括責任者(政府 CIO)」に任命された。それまで、各府省にあっては CIO が任命されていたが、日本政府全体の情報化を統括する役職は存在していなかった。そこで、政府 CIO が任命されたのである。しかし、当初はその職務について法的な裏付けがなかったため、2013年に「内閣法等の一部を改正する法律案(政府 CIO 法案)」が提出され、成立を見た。この法律により、日本政府における政府 CIO の職務などについて法的な規定がなされたのであるが、日本政府では、各府省で CIO を任命するに際して、その職務を明確にするために、経済産業省に設置された研究会がアメリカのクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスを参考にして、日本版コア・コンピタンスを既に作成していた。本研究では、既に作成されていた日本版コア・コンピタンスや今般成立した政府 CIO 法、さらには、政府 CIO 法を巡る国会審議も参考にしながら、政府 CIO のコア・コンピタンスについて明らかにしたい。

Core Competence of the Japanese Government CIO

Masami HONDA^{†1}

Koichi Endo of the Ricoh former vice-president was appointed in August, 2012 by "government computerization unification person in charge" (government CIO) of the part-time service. CIO was appointed at each ministry, but the post which summarized computerization of the whole Japanese Government did not exist until then. Therefore government CIO was appointed. However, because there was not the legal proof about the duties at first, in 2013, "Government CIO bill" was submitted and was approved. Duties of the government CIO in the Japanese Government were prescribed by this law. In the Japanese Government, to make the duties clear on appointing CIO at each ministry, a meeting for the study set up by Ministry of Economy, Trade and Industry has already made core competence for Japan in reference to Klinger Cohen core competence of America. In this study, it clarifies about core competence of the government CIO while referring to the Japanese version core competence that has been already made, government CIO act established recently, and the Diet deliberation over the government CIO bill.

1. はじめに

2012年8月にリコー元副社長の遠藤紘一氏が非常勤の「政府情報化統括責任者(政府 CIO)」に任命された。それまで、各府省にあっては CIO 及び CIO 補佐官が任命されていたが、日本政府全体の情報化を統括する役職は存在していなかった。そこで、政府 CIO が任命されたのである。

当初は、政府 CIO の職務について法的な裏付けがなかったため、2013年に至って、「内閣法等の一部を改正する法律案(政府 CIO 法案)」が国会に提出され、成立を見た。この法律により、日本政府における政府 CIO の職務などについて法的な規定がなされることになったのである。そして、この法律を受けて、改めて遠藤氏が内閣官房初代内閣情報通信政策監(政府 CIO)に任命された。

日本政府では、各府省で CIO を任命するに際して、その職務を明確にするために、経済産業省に設置された研究会がアメリカのクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスを参考にして、日本版コア・コンピタンスを既に作成していた。本研究では、この既に作成されていた日本版コア・コンピタンスや今般成立した政府 CIO 法、さらには、政府 CIO 法を巡る国会審議も参考にしながら、政府 CIO のコア・コンピタンスについて明らかにしたい。

2. CIO の「出現」と行政における任命

2.1 CIO の「出現」

企業や行政などの組織において、情報システムの管理などに関する最高責任者となる CIO(Chief Information Officer)の任命が広がっている。この「CIO」という役職の命名者は、1980年代にボストン銀行の副頭取であった Synnott だとされている[1]。

Synnott による定義を確認すると、CIO は、「企業における情報に関する方針や基準を定め、全ての情報資源の管理を統括する最高責任者」[2]であるとされる。

情報社会の進展を背景に、組織としても対応を迫られる中で CIO が任命されてきた[3]。かように、社会情勢の変化の影響を受ける CIO という役職については、その職務として求められる事柄も変化してきた。そこで、1980年代以降の変化を勘案して、小尾は CIO を「組織において、情報管理・情報システムの管理・統括を含む戦略の立案と執行を主な任務とする役員であり変革の指導者」[4]と位置付けている。この定義では、「変革」の文言が追加されており、CIO の「I」に「Innovation」も含意されている。CIO が単なる情報システムの専門家ではなく、組織全体の変革をも主導する存在と見做されているのである。

^{†1} 東京大学大学院情報学環
Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo

2.2 行政における CIO の任命

主に企業において任命の広がる CIO であるが、行政においても、その任命が広がっている[5]。日本では、自治体にあっても CIO の任命が広がっており、例えば地域における情報化において重要な役割を果たしている。その一方で、自治体における CIO は「充て職」化が進み、副市長などが名目上は CIO に就くだけで、実質的に機能しない例も見られる[6]。日本政府にあつては、2002 年に、内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称：IT 戦略本部)の下に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」が設置されたことを契機として、各府省において CIO が任命された。各府省では、主に官房長が CIO に任命され、CIO の実務を専門的見地から補佐する CIO 補佐官が外部から複数名任命されている。

各府省において任命されていた CIO であるが、日本政府全体を統括する政府 CIO は任命されていなかった。そこで、2012 年 8 月に、リコー元副社長の遠藤紘一氏が非常勤の「政府情報化統括 責任者(政府 CIO)」に任命されることとなった。政府 CIO の必要性については、それまでも指摘されてきたところであったが、その動きが加速した背景には、当時の民主党政権が推し進めていた税と社会保障の一体改革と関連して、税・社会保障番号の導入が検討されたことがあげられる。この種の新たな番号制度を構築する上では、政府全体の情報システムを統括する政府 CIO の存在が不可欠とされたのである。

3. アメリカを始原とする CIO のコア・コンピタンスの検討

3.1 クリンガー・コーエン・コア・コンピタンス

1996 年に、アメリカ連邦政府において、IT マネジメント改革法(The Information Technology Management Reform Act of 1996. 通称：クリンガー・コーエン法)が制定されたことを契機として、CIO が果たすべき役割に関する定義付けが行われた。その定義付けは、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスとしてまとめられている。

クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは 1999 年に発表され、その後、2004 年と 2006 年、さらに以降も改定が重ねられ、2013 年改定版が最新のものとなっている。この一連の改定作業を通じて、行政組織における CIO に求められる役割の明確化が図られている。

[7]は、クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスについて整理しているが、これに従うと、2006 年度版クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは、以上の 12 個の項目から成る。

- 「政府と組織」
- 「リーダーシップと管理能力」

- 「プロセス・変革の管理」
- 「情報資源戦略・計画」
- 「IT 業績評価モデル」
- 「プロジェクト・マネジメント」
- 「資本計画と投資評価」
- 「調達」
- 「電子政府」
- 「情報セキュリティ」
- 「EA」
- 「技術経営と評価」

それぞれの項目の中には、多数の中・小項目が列挙されている。2006 年度版以降も改定が加えられているが、その基本構造に大きな変更は加えられていない。政府 CIO は、政府組織と IT に通暁し、戦略を主導的に策定して、電子政府の構築に当たることが求められている。

以上のように、CIO の役割についてクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスという形で規定したアメリカ連邦政府では、各府省においては CIO が任命されていた。しかし、連邦政府全体を統括する連邦政府 CIO は必要性が指摘されながら、その任命がなされていなかった。その状況を打破したのがオバマ大統領である。オバマ大統領は、新たな電子政府政策の方向性として「オープンガバメントの推進」を掲げた。そして、その政策の推進のために、ワシントン DC 市政府の CTO(Chief Technology Officer)として活躍していた Vivek Kundra を連邦政府 CIO に任命したのである(Kundra は、従来から連邦政府の情報システムに関する責任者の役職であった OMB の電子政府担当室の室長も兼務した)。Kundra は、オープンガバメントを具現化する取り組みとして、公開する政府データを集約した Web サイト「Data.gov」や連邦政府の IT 投資の状況を明らかにする Web サイト「IT ダッシュボード」を開設した。また、民間企業が提供するクラウドサービスの活用を推進し、官民の連携体制を構築した。クリンガー・コーエン・コア・コンピタンスは、政府内部の業務改革に関わる内容が多かったのであるが、Kundra は政府内部の取り組みにとらわれず、政府と国民の関係に関する変革をも主導する立場としての政府 CIO のあり方を示したのである。これは、先に指摘した CIO の「I」に「Innovation」も含意させる動向とも平仄が合う。

3.2 日本版コア・コンピタンス

日本でも行政における CIO の育成を目指して、アメリカのクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスを参考にするかたちで、日本版コア・コンピタンスが作成されている。それが、経済産業省の下で、平成 15 年度情報経済基盤整備「情報システムの政府調達の高度化に関する調査研究」の一環として発表された「CIO 育成のためのコアコンピタンス」である。

スと学習項目について調査研究」[8]である。これにより日本版コア・コンピタンスが提示されている。

その内容を見ると、CIOのコア・コンピタンスとして、以下の13項目があげられ、それぞれの項目について、学習項目の案が掲げられている。

- 「政府、自治体の仕組み」
- 「組織の管理と人材育成」
- 「業務の管理と変更管理」
- 「情報資源戦略および計画」
- 「パフォーマンス管理」
- 「プロジェクト/プログラム管理」
- 「投資評価」
- 「調達」
- 「電子政府/e ビジネス/電子商取引に関する動向」
- 「エンタプライズ・アーキテクチャ」
- 「情報セキュリティと情報保全」
- 「アクセシビリティとユーザビリティ」
- 「社会環境と技術」

これら項目を先のクリンガー・コーエン・コア・コンピタンスと照合すると、「アクセシビリティとユーザビリティ」といった点が日本版では追加されるなど、いくつかの相違がある。この点、日本版では独自の改変が行われていると言える。ただし、CIOに求められるコア・コンピタンスが基本的な部分は日米で共通しており、またその内容が多岐にわたることも日米で共通している。政府CIOは情報システムだけではなく、広範な分野に通じている必要がある。そして、「EA」がコア・コンピタンスの項目として上げられるように、政府CIOは政府の全体最適化を主導することが求められている。

日米で行政におけるCIOの任命の必要性が認識され、そのコア・コンピタンスに関する検討も加えられていた。しかし、両国で政府全体を見渡す政府CIOの任命は実現しない状況が続いた。その状況を打破したのが、アメリカではオバマ大統領の誕生であり、日本では民主党政権の誕生であった。アメリカでは、オバマ大統領の主要な政策の一つであるオープンガバメントの推進において、連邦政府CIOが中核的な働きをすることとなったが、日本の民主党政権下でも、税と社会保障の一体改革という結果として政権の存亡を賭けた重要政策との関係で政府CIOの任命が実現することとなったのである。

次章では、民主党政権下で策定された情報通信に関する戦略や電子行政に関する方針の中で、政府CIOの必要性が強く説かれるようになっていたことを確認する。

4. 政府による戦略などに見る政府CIOの任命

へ向けた動き

4.1 新たな情報通信技術戦略

日本政府においてCIOの任命へ向けて新たな方向付けがなされたのは、2009年7月に自公連立政権下で決定された「i-Japan 戦略 2015」においてである。この戦略では、「電子政府と行政改革を担う政府CIOを任命し、予算の調整や配分等の必要な権限と組織を早期に整備すること」とされていた。

実際に政府CIO任命への動きが始まったのは、2009年8月の総選挙で勝利した民主党を中心とした政権下においてであった。具体的には、2010年5月に「新たな情報通信技術戦略」が発表され、その中で政府CIOの任命が主要な取り組みとして位置付けられた。この戦略は、以下の四つの部分から構成されている。

- I. 基本認識
- II. 3つの柱と目標
- III. 分野別戦略
- IV. 今後の検討事項

政府CIOの任命に関する記述が見られるのは、「III. 分野別戦略」の中である。そこには、「1. 国民本位の電子行政の実現」があり、これは以下の二項目によって構成されている。

- (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化
- (2) オープンガバメント等の確立

(1)において、「電子行政推進の実質的な権能を有する司令塔として政府CIOを設置し、行政刷新と連携して行政の効率化を推進する」と述べられている。この文言から、政府CIOが日本の電子政府政策の最高責任者としての権能を付与されるようになることが分かる。裏を返せば、日本の電子政府政策の推進については、これまで司令塔不在であったとも言える。

そして、(2)を見ると、日本政府にあっても、オープンガバメントが電子政府政策の中心に据えられていることが分かる。アメリカ連邦政府では、政府CIOの任命とオープンガバメントの推進が軌を一にしていたことを指摘したが、日本政府も同様の方針を採用していることが窺える。

新たな情報通信技術戦略においては、政府CIOを任命することにより、オープンガバメントの推進などを中心とする電子政府政策を強力に推進していくこととされた。

4.2 電子行政推進に関する基本方針

2011年8月には、「電子行政推進に関する基本方針」が発表された。その構成は、以下のとおりである。

- 第1 電子行政推進の意義
- 第2 電子行政推進に係る基本的な事項
- 第3 目指すべき電子行政の姿
- 第4 重要施策の推進
- 第5 新たな電子行政の推進体制(政府 CIO 制度)
- 第6 基本方針のフォローアップ

「第2 電子行政推進に係る基本的な事項」の「(8) 電子行政推進のための体制」には、「我が国の電子行政に関する戦略の企画・立案・推進は、IT 戦略本部とその下に置かれた各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議等が担ってきたが、政府として、府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった」という文言が見出せる。ここで、政府全体を統率・調整する存在の必要性が示唆された。

「第4 重要施策の推進」の中の「1. 政府における IT ガバナンスの確立・強化」では、IT 投資管理の確立・強化のために政府 CIO によって投資の承認を行う体制作りの必要が指摘されている。そして、「5. オープンガバメント」では、「今後整備される政府 CIO 体制の下、オープンガバメント関連施策を府省横断的に強力で推進する」と謳われている。新たな情報通信技術戦略を受けて、政府 CIO がオープンガバメントの推進の関与することが、ここで確認されているのである。

「第5 新たな電子行政の推進体制(政府 CIO 制度)」では、政府 CIO に関する詳細が示されている。そこで、この項目の内容を見てみると、この項目は以下の四つから構成されている。

1. 政府 CIO 制度の必要性
2. 政府 CIO 制度の役割等
3. 政府 CIO 体制の整備
4. 導入プロセス

「1. 政府 CIO 制度の必要性」では、以下のような表明がなされている。

従来の反省の上に立ち、本基本方針に基づいて電子行政の取組を迅速かつ強力で推進していくため、政府の電子行政推進に係る実質的な権能を有する司令塔として、政府 CIO 制度を導入する。

ここでは、電子政府政策全般を統率する司令塔としての政府 CIO の必要性が確認されている。そして、その役割については、「2. 政府 CIO 制度の役割等」で詳細が示されている。この項は、以下の七つの項目から構成されている。

- (1) 電子行政に関する戦略等
- (2) 政府の情報化推進施策等の管理
- (3) 国・地方公共団体の連携
- (4) 国・民間の連携
- (5) 情報通信技術人材の確保・育成
- (6) 広報等
- (7) 諸外国との連携

(1)に見られるように政府全体に関わる戦略の策定から(2)に見られるような IT 投資の管理や業務プロセスの改革まで、まず中央政府内部における情報化の最高責任者としての役割を果たすことが求められている。さらに、(3)や(4)に見られるように、中央政府と外部の主体との連携においても、政府 CIO は中心的な役割を果たすことが求められている。政府内部の業務改革などを推進する際にも民間企業が提供するサービスを活用するという方針は、その時点で最高の技術とサービスを官民間問わずに採用するというオバマ政権の方針とも共通するものである。そして、この方針が民間企業で成果を上げていた遠藤氏を後に初代の政府 CIO に任命した遠因であるとも考えられる。

(6)では、「電子行政に関する戦略や取組、IT 投資等について、国民や関係機関等に対し、その意義や必要性等を説明」と述べられている。この文言から明らかなように、政府 CIO は、自らの活動に対するアカウンタビリティが問われる存在として定位される。

実際の政府 CIO 制度の整備にあたっての留意点が述べられているのが「3. 政府 CIO 体制の整備」である。その「(1) 政府 CIO の体制」には、以下のように記されている。

十分な権限と責任の下、電子行政推進の統率力・調整力を確保する観点から、閣僚級やそれに準ずる者等を政府 CIO とする。その際、政府 CIO 制度として、IT 投資やそれに伴う業務プロセス改革等に関する実務的な総合調整機能、施策の継続性の確保を図る。

併せて、実効性を担保するため、政府 CIO の活動を支える直属のスタッフから構成される政府 CIO 室を整備する方向で検討する。業務プロセス改革、情報システム、行政実務、行政学、経営学等の専門的知識を有する者などを中心に、官民から幅広く登用することを検討する。

ここでは、政府 CIO が閣僚級やそれに準じる者として遇されることが謳われている。さらに、上記に引用した文章に続いて、以下のように記されている。

政府 CIO が有することが期待される能力・技能は、経営的観点、業務プロセス改革に関する知見、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解等が考えられるが、政府 CIO 制度全体として

バランス良く確保する。

政府 CIO 個人には、「経営的観点、業務プロセス改革に関する知見、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解」と広範な「能力・技能」が求められている。この広範さは先に紹介した日本版コア・コンピタンスにも通じるところである。

「3. 政府 CIO 体制の整備」の「(2) 各府省との関係」では、各府省の CIO が府省内の IT 投資を統括する体制を維持しつつ、「政府 CIO 制度において、技術的知見やノウハウの提供、各府省の CIO 補佐官等の一元管理等を行うことにより、各府省におけるガバナンスの強化の支援を行う」とされている。先行して各府省で任命されている CIO と新たに任命されることになる政府 CIO の関係がここで明らかにされている。

ここまで見てきたように、「電子行政推進に関する基本方針」において、日本の政府 CIO に関する大枠が示されていた。

4.3 政府 CIO 制度の推進体制について

2012 年 8 月 10 日に、リコージャパン顧問を務めていた遠藤紘一氏が日本政府の政府 CIO に任命されることになった。

遠藤氏が政府 CIO に任命された直後の 8 月 17 日に、IT 戦略本部決定・行政改革実行本部決定「政府 CIO 制度の推進体制について」が出された。この決定文書では、三つの点が述べられている。

第一点目は、内閣官房に政府 CIO が置かれるということである。そして、その任務として、電子行政の合理化や効率化などを迅速かつ強力に推進することがあげられている。

第二点目は、政府 CIO に求められる役割の大枠が示されている。それは以下の通りである。

政府 CIO は、IT 政策を担当する国務大臣及び行政改革担当大臣を助け、電子行政推進に関する基本方針(平成 23 年 8 月 3 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)のうち、政府 CIO 制度の役割として掲げられた事項に基づいた職務(制度・業務プロセス改革の推進及び当該改革の推進に資する IT 投資、政府全体の IT 投資の管理、電子行政に関する戦略等の企画・立案・推進等)に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととする。

そして、第三点目は、IT 戦略本部と行政改革実行本部が政府 CIO の職務執行に最大限協力するということである。この段階では、政府 CIO は非常勤の役職であり、それをサポートする体制も十分ではなかったことから、IT 戦略本部などが職務執行に協力することとされたのである。

「政府 CIO 制度の推進体制について」にあっては、政府

CIO の任務などについて詳細な取り決めなどはなされず、あくまでも政府 CIO が任命されたことを受けて、その事実を保証するだけの内容に留まっている。

4.4 政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方

2012 年 11 月には、「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」が IT 戦略本部と行革本部の連名により決定された。ここでは、2013 年の通常国会で政府 CIO の権限などを定めた法案の提出を行うことが謳われた。この考え方では、以下のように政府 CIO を位置付けている。

政府 CIO は、政府全体の IT 戦略の企画・立案・推進及び IT 投資管理を行う権限を有し、各省の IT 関係予算の審査・調整等を行う権限、IT 投資に係る業務改善等(業務要件・システム要件双方を勘案した上での、府省横断的な業務改善等)に関する勧告権限を有するものとする。

ここでは、先の「政府 CIO 制度の推進体制について」での記述に、「勧告権限を有するものとする」という一文が加えられている。そして、上記の引用分に続き、政府 CIO は、直接的・間接的に国費が投入される独立行政法人などの業務改善やシステム調達に関する権限も有し、組織横断的な共通システムの構築や標準ルールの作成を行うことも、その任務として規定されている。

この「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」発表の後、民主党が政権の座から陥落し、自民党を中心とした政権が再度誕生することになったが、政府 CIO の権限などを定める法律作りは引き続き行われることとなった。

5. 政府 CIO 法案に関する審議

5.1 2013 年 3 月 27 日会議

2013 年の通常国会の内閣委員会において、税と社会保障番号に関する法案と合わせて、「内閣法等の一部を改正する法律(政府 CIO 法)」案は審議された。その関係で、質問に立った各委員も番号制度に関する質問を主に行っており、政府 CIO 法案への言及は必ずしも多くない。その中で、この日に最初に政府 CIO 法案について質問したのは自民党の高木宏壽委員である。その質問内容は以下のとおりである。

マイナンバー制度導入に当たって、政府 CIO の役割というものをどう想定されているのか、またどのようにこの CIO を活用していこうと考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

これに対して、IT 担当大臣でもある山本一太大臣は、社会保障・税番号制度に関するシステム整備では府省連携が必要であるとの認識を示し、以下のように答弁している。

CIO 法案が通って CIO に法的な権限が付与されると、CIO は各省に対する高度な調整機能を持つということになりますので、司令塔機能を持つという観点で、地方自治体に係る総務省等々と連携をしっかりと図りながら、社会保障・税番号制度に関するシステム整備をちゃんと円滑にやっていく、これに尽きるのかなと思っています。

この高木委員と山本大臣のやりとりで見られるように、政府 CIO 法案が提出されるに至った背景には、新たに番号制度を導入するにあたって、各府省の情報連携を図る司令塔の役割を担う人物が必要とされていたということがあげられる。そして、各府省の連携を主導するためには、政府 CIO には強力な権限が付与される必要がある。その点を指摘したのが、自民党の木原誠二委員である。

木原委員が強力な権限を有する政府 CIO の必要性を問うと、山本大臣は、省庁の縦割りの文化により、府省間の連携が不十分であったことを認め、さらに「IT がどんどん高度化してきて、その IT の利活用の重要性もどんどん増している、その中で、専門性を踏まえて各省と高度な交渉をやる、調整をやる、そういう能力とか専門性というものがやはり不十分であった、ここをきちっと反省しなければいけないと思っています」と答え、専門性を持った人物の必要性を指摘している。

さらに、木原委員は調達や IT 関連予算に関する課題を指摘し、それを克服するためには、政府 CIO 法第二条(この条文については、次章で論じる)に列挙された事項を政府 CIO が取組むべきではないかと質問している。これに対して、山本大臣も木原委員と問題意識を共有する旨を答弁している。

また、木原委員は、政府 CIO がオープンガバメントに関与することについても問い質し、山本大臣は政府を上げたオープンガバメントの推進のあり方について答えている。

以上に見られるように、この日の審議において、政府 CIO の位置付けや任務などについて、その基本的な事項が確認されていることが分かる。

5.2 2013 年 4 月 3 日会議

この日の審議では、主に民主党を中心とした野党議員が質問に立った。まず民主党の岡田克也委員が、2012 年に出された「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」では、政府 CIO に勧告権限を持たせることや独立行政法人の業務改善にも権限が及ぶことを謳っていたものの、提出された政府 CIO 法案ではそれらの権限が与えられていない点を問いただしている。

岡田委員に質問に対して、山本大臣は、政府 CIO に高い位置付けを与えたものの、大臣と同格ではないため、各府省に勧告する権限を与えることが出来なかったこと、しか

しながら、政府 CIO が直接内閣総理大臣に意見具申することが可能であって、独立行政法人にも各主務大臣を介して意見を言うことが可能であると答えている。提出された法案では、民主党政権下の一連の決定などと比較すると、政府 CIO に付与される権限などが弱められている。この点、特に勧告権の部分に関わる問題であり、民主党の後藤祐一委員も、この点について問いただしている。そこで、後藤委員の質問の中に、以下の一文が見出せる。

内閣府の事務として、特命担当大臣にして、特命担当大臣にすれば勧告権は自動的に付与ですから、そうすれば簡単にできたんです。

政府 CIO は内閣官房の下に置かれるとされているのであるが、その結果、政府 CIO に勧告権を与えることが出来なくなってしまった。そこで、上記のような後藤委員の発言がなされることになるのである。そして、後藤委員は、政府 CIO により強力な権限を付与するために、政府 CIO も本部員として参画することになる IT 戦略本部に関わる規定(政府 CIO 法第二条)の文言の修正を迫った。結果として、後藤委員の提案が採用されて、後に修正案が出され、政府 CIO 法第二条による IT 基本法第二十六条の改正で、IT 基本法第二十六条の主語が「本部は」から「本部長は」に書き換えられ、政府 CIO が意見具申する対象となる本部長の権限が強化された。これにより、間接的に政府 CIO の権限が強化されることとなった。

その他、みんなの党の大熊利昭委員より、政府 CIO 法第二条における「府省横断的な計画の作成」とは何を指すのか質問がなされている。これに対して、山本大臣は以下のように答えている。

府省横断的な計画とは、IT 戦略本部で扱う重要な IT 政策のうち、複数の府省にまたがる施策について、重複の排除とか、情報システムの相互運用性を確保するための計画だというふうに捉えております。

山本大臣の答弁によれば、IT 戦略本部の決定によって、政府 CIO に府省横断的な計画の策定に当たらせることになる。この日の一連のやりとりでは、政府 CIO に実効的権限を如何に付与するのか、そして、どこまで政府 CIO の権限が及ぶのかが議論されていることが確認される。

5.3 2013 年 4 月 5 日会議・4 月 11 日会議・4 月 24 日会議

2013 年 4 月 5 日には、外部専門家が参考人と呼ばれ、質疑が行われた。

民主党の岸本周平委員が参考人である須藤修東京大学大学院情報学環学環長に、政府 CIO を支える補佐官の必要性について質問している。その質問に対して須藤参考人は民

間からの補佐官の登用や官民をあげた人材育成の重要性を指摘している(同様に、岸本委員は4月24日の審議でもCIO補佐官の重要性を指摘し、山本大臣より人材の確保を図る旨の答弁を得ている)。

この日の質疑では、上記のやりとり以外は番号制度に関するものであり、政府CIOに関する議論はなされていない。

続く4月11日の審議では、日本維新の会の中丸啓委員が政府CIOの任期について質問している。それに対して、山本大臣は、法律には任期が明記出来ないものの、政府CIOは十分な任期が確保された立場である旨を答えている。

この日の審議では、その他にみんなの党の大熊利昭委員より、新たな番号制度の構築と関係して、政府CIOの権限が地方自治体や地方公共団体情報システム機構に及ぶのか質問がなされている。これに対して、向井治紀内閣官房内閣審議官が直接政府CIOの権限は及ばずに、総務大臣を介した情報提供などに留まることを明らかにした(続く4月24日の審議でも、大熊委員は政府CIOと特定個人情報保護委員会との関係など同様の質問を行っている)。

4月24日の審議でも、日本維新の会の山之内毅委員が政府CIOと自治体の関係について質問し、向井審議官が以下のように答えている。

今回のCIO法案におきましては、自治体の協力の求めがあった場合は、自治体に協力するよう努めるというふうな規定がございます。これは、マイナンバーのシステムの構築につきましても、当然、努めるとありますが、やはり積極的に自治体の求めがあった場合には応えていく、そういうものだというふうに考えております。

向井審議官の答弁にあるように、自治体側の申し出があれば、政府CIOも協力などを行えるに留まっており、日本全体の公共機関の情報システムの最適化にまで政府CIOが踏み込むことは困難であるとも言える。

山之内委員は、引き続き政府CIOとして任にあたることが予定されていた遠藤氏の適任性についても問いただしており、それに対して、山本大臣が遠藤氏のリコーでの実績などを紹介している。

5.4 2013年4月26日会議

この日は、安倍晋三内閣総理大臣が出席しての審議であり、まず後藤委員より政府CIOと勧告権について質問がなされ、それに対して安倍総理は以下のように答えている。

例えば、各省庁のIT投資の発注の仕様がまちまちで、省庁間の調整が困難であるため、政府全体のIT投資が不効率となっているような場合に、本部長である総理と政府CIOが密接に連携を図ることにより、本部長の勧告権を背景に府省間の調整を図っていきたく思います。

この後、安倍総理は、日本維新の会の松田学委員による行政改革に関する質問に答えて、以下のように答えている。

電子政府化については、まさに政府CIOを司令塔といたしまして、クラウド技術を活用して政府情報システムの統合、集約化を図ることが大切でございまして、今、例として旅費等の精算の例を挙げていただきましたが、そうしたことを行っていくことによって経費を大幅に下げるなど、効率的かつ先進的な電子行政を進めていきたいと考えています。

民主党の玉木雄一郎委員も行政改革への政府CIOの積極的な関与の必要性を説く質問を行っている。この日の審議でも番号制度に関する質疑が時間の大半を占めたが、内閣総理大臣の勧告権を背景としながら、電子政府政策において主導的な役割を果たす存在として政府CIOが位置付けられていることは数少ない質疑の中から明らかにされている。

この日の委員会において政府CIO法案は採決が行われ、賛成多数で可決されている。その後、参議院でも可決され、法案は成立に至った。

6. 政府CIO法による規定

6.1 概要

2013年5月24日に政府CIO法は成立した。

政府CIO法は三条から成り、内閣法や高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)などの改正を行う条文によって構成されている。

6.2 第一条

政府CIO法の第一条は、内閣法の改正に関する条文である。この改正により、内閣官房の中に「内閣情報通信政策監一人を置く」ことが法定された。この内閣情報通信政策監が政府CIOである。

この第一条により、内閣法に第十六条が新たに加えられた。この内閣法第十六条2では、以下のように規定されている。

内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

政府CIOは、内閣官房副長官に次ぐ位置付けとされた。これは、各の府省政務官クラスであり、事務次官より上位という位置付けである。従来、各府省で任命されていたCIOには官房長などがその任に当たっていた。それと比較する

と、政府 CIO が政府組織の中でも高位の役職として位置付けられていることになる。

6.3 第二条

政府 CIO 法第二条は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)の改正に関わる条文である。

この第二条で IT 基本法を改正することにより、政府 CIO は IT 総合戦略本部に国務大臣と同等の本部員として参加することとされた。そして、IT 基本法第二十六条 2 が追加され、この条文では、IT 総合戦略本部の本部長(内閣総理大臣)が本部員に行わせることの出来る事柄として、以下の四点が列挙されている。

- 一 府省横断的な計画の作成
- 二 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成
- 三 施策の実施に関する指針の作成
- 四 施策の評価

電子行政に推進にあたっては、省庁の縦割りが弊害として指摘されてきた[9]。その弊害を克服するために、府省横断的な計画の作成や関係行政機関の経費の見積りの方針の作成を IT 総合戦略本部が行うこととし、それを本部員に担わせることとしているのである。その本部員には政府 CIO も含まれることから、政府 CIO が日本政府全体の情報システム刷新などにおいて府省横断的な計画を作成することも可能となったのである。「政府 CIO 制度の推進体制について」においては、IT 戦略本部が政府 CIO の職務執行に最大限協力することとされていたが、政府 CIO 法の制定により、政府 CIO が IT 総合戦略本部の活動を主導する道も切り開かれたのである。

政府 CIO は、IT 総合戦略本部の本部長から委任を受けた事務の実施につき、本部長に対して意見・報告を行うこととされた。IT 基本法第二十八条 4 に基づき、本部長は必要に応じて関係行政機関の長に対して勧告を行うことが可能であり、政府 CIO の意向が関係行政機関に影響を及ぼす方が確保されているのである。

6.4 第三条

政府 CIO 法第三条は、国家公務員法などに「内閣情報通信政策監」の職名を加えるための条文である。

6.5 附則

附則には、施行期日と今後の検討事項から成る。

検討事項には、「行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表するための方策」など四項目が示されている。それらの検討事項も政府 CIO の任務に含まれることになった。

7. 日本政府 CIO のコア・コンピタンス

日本政府の政府 CIO について、CIO 個人に求められるコア・コンピタンスは、既に日本版コア・コンピタンスで示されたように、広範な分野について知識と経験であるとまとめられる。そして、その役職自体に付帯するコア・コンピタンスは、間接的な勧告権を根拠として、府省横断的な計画の策定や IT 投資などの統率することにあるとまとめられる。この点については政府 CIO 法からも明らかである。

ただし、国会でも審議でも明らかにされたように、政府 CIO の権限は独立行政法人や自治体に直接的には及ばない。この点を鑑みれば、日本政府 CIO はあくまでも中央政府の CIO であって、日本の公的機関全般の情報システムの最適化等に着手する権能を有さない限定的な存在であり、そのコア・コンピタンスも限定的なものであるとまとめられる。

8. おわりに

本研究では、政府 CIO 法案が前国会で成立したという背景の下で、日本政府 CIO のコア・コンピタンスについて論じた。日本政府にあつては、新たな番号制度として社会保障・税番号の導入が決定されている。そして、その導入にあたって、情報システム開発などにおいて政府 CIO が主導的な役割を果たすことが期待されている。これは裏を返せば、番号制度構築の成否が政府 CIO の評価を決め、さらにはそのコア・コンピタンスについても影響を受ける可能性があるということである。そこで、今後も番号制度導入の推移を見ながら、政府 CIO のコア・コンピタンスについて検討を加えていく必要があり、それが本研究に残された研究上の課題であると結論付けられる。

参考文献

- 1) 小尾敏夫: CIO 学を目指すもの, 須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編], CIO 学, pp.1-20, (2007)
- 2) Synnott William R. and Gruber William H., Information resource management : opportunities and strategies for the 1980s, Wiley, p.66, (1981)
- 3) 工藤裕子: CIO 誕生の経緯と背景, 須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編], CIO 学, pp.21-34, (2007)
- 4) 小尾敏夫: 前掲書, p.5
- 5) 沢本史永・上田啓史・古坂正人・武田みゆき, CIO のバリエーション, 須藤修・小尾敏夫・工藤祐子・後藤玲子[編], CIO 学, pp.177-198, (2007)
- 6) 本田正美, ローカルガバナンスにおける自治体 CIO の役割, 東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究, 第 76 号, pp.99-119, (2009)
- 7) 岩崎尚子, CIO の新しい役割, かんき出版, (2008)
- 8) 報告書は、以下の URL より入手した。最終アクセス 2013 年 10 月 8 日。その他の URL についても同様
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/policy/it_policy/ea/data/report/r5/r5.pdf
- 9) 上村進・高橋邦明・土肥亮一: e-ガバメント論 : 従来型電子政府・電子自治体はなぜ進まないのか, 三恵社, (2012)